

第3章 基本理念と基本方針

第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

(1) 基本理念

第3期計画の基本理念を「人間力の育成」とし、「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」の実現をめざします。

「人間力の育成」

～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～

教育を取り巻く社会の状況や第2期計画に基づく取組の成果と課題を踏まえ、第3期計画においても、「自立して力強く生き抜く力」である「人間力」を高めることは教育の普遍的な目標ととらえ、引き続き基本理念を「人間力の育成」とします。

「人間力」とは、社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力とされています。「人間力」を構成する3つの要素は、知的能力的要素、社会・対人関係力的要素、自己制御的要素で、これらの3つの要素を総合的にバランス良く高めることが、人間力を高めることとなります。

幼児から高齢者まで、人はそれぞれのライフステージにおける自らの学びや他者との学び合いによって、「新しいことが分かった」「できた」など自分が変わることの喜びや生きがいを感じる中で、一人の人間として心身ともに成長していくものです。学校だけでなく、家庭や地域社会において生涯にわたって続けていく「豊かな学び」によって、「人間力」の構成要素である「知的能力的要素」を高めるとともに、人とのかかわりの中で知識や体験に基づく学びを通して「社会・対人関係力的要素」であるコミュニケーションスキルやリーダーシップ、規範意識などを培っていきます。また、この2つの要素は、学び続けたい、社会に貢献したいという意欲、信念を持って粘り強く取り組む忍耐力、自分らしい生き方や成功を追求する力である「自己制御的要素」が基盤となっています。生涯にわたって知識や体験に基づく「豊かな学び」を通して、3つの要素を総合的にバランス良く高め、人間力を育成することを基本理念とします。

さらに、「豊かな学び」は、自らの成長だけでなく地域づくりにもつながるものであり、学んだことを生かして地域で協働しながら地域の課題を解決することにより、「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」の実現をめざします。

(2) 重点テーマとめざす人間像

第3期計画の重点テーマを、『「人権文化に根づく生涯学習社会」の創造』、『「自立して力強く生き抜く力」の育成』とします。

「人権文化」とは、市民誰もがお互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが文化として定着している社会の在り方です。私たちが幸せに生きるための権利で

ある人権は、自分自身の人権が他者に尊重され、また他者の人権を尊重することで保障されるものであり、他者の人権を侵害してはならないという義務と責任を負うものです。市民一人ひとりの人権尊重の認識と自覚が人権文化を創造していく基盤となり、さらに、人権文化が根づいている社会が、「豊かな学び」を支える基盤となります。この「人権文化」が根づいている生涯学習社会を市民一人ひとりが認識と自覚をもって創造するとともに、自分を律し、自立して力強く生き抜く力を育成していきます。

そこで、基本理念に基づき人間力を育成することにより、めざす人間像を次のとおりとします。

【めざす人間像】

○夢や志を持ち、生涯を通じて学び続け、自立し力強く生きる人

○^{ふるさと}加東を愛し、共に支え合いながら、未来を切り拓いていく人

2. 基本方針と基本的方向

(1) 基本方針と基本的方向

基本理念を実現するために、3つの基本方針を定め、それぞれの基本的方向について示します。

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～

子どもの発達段階や多様なニーズを踏まえて、未来を切り拓く子どもを育むために、小中一貫教育をとおして、学びの連続性を大切にした教育の充実を図ります。

未来を切り拓いていくための「生きる力」として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成します。また、ふるさとへの誇りを持って、地域へ貢献しようとする意欲を育てるとともに、キャリア形成を図る取組を進めながら、夢や志をもって課題に挑戦していく力を育成します。

障害等により支援が必要な子どもたちに対し、一人ひとりの特性に合った支援を行い、障害の有無に関わらず、共に学び合うインクルーシブ教育の充実を図ります。

また、幼児期の子どもたちの学びや育ちについて、「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで）を踏まえ、生活や遊びの体験を通して、心身の調和のとれた発達を図ります。

基本的方向（1）「確かな学力」の育成

基本的方向（2）夢や志を持ち挑戦する力の育成

基本的方向（3）「豊かな心」の育成

基本的方向（4）「健やかな体」の育成

基本的方向（５）インクルーシブ教育の充実

基本的方向（６）幼児教育の充実

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

子どもたちの豊かな学びを実現するため、学習環境を整備するとともに、家庭や地域の力を生かした教育を充実します。

教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図りながら、働き方改革を推進していくとともに、いじめや不登校等の課題について、校長のリーダーシップのもと学校全体で取り組む組織づくりを進めます。また、安全で安心な教育環境を整備し、ICT環境の維持・管理を行います。

子育ての孤立化に伴う子育ての不安感・負担感の解消に向け、育児相談や子育て支援に関する講座を実施するほか、青少年や保護者の悩みを相談できる体制をつくります。家庭、学校、地域社会が連携・協働し、子どもの育ちを支援していきます。

基本的方向（１）学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

基本的方向（２）家庭・地域の力を生かした教育の充実

基本的方向（３）学校施設の整備と就学支援

基本方針Ⅲ 人生 100 年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

人生 100 年時代を見すえ、すべての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる生涯学習社会を実現するため、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、市民の自主的な人権学習を支援するなど人権教育・啓発を推進します。

また、市民の文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援、地域の文化財の保護、加古川流域滝野歴史民俗資料館や三草藩武家屋敷旧尾崎家の活用、市民の学びの要求や暮らしを高める図書館サービスの展開により、社会教育の充実を図ります。

基本的方向（１）多様な学習機会の充実

基本的方向（２）人権教育・啓発の推進

基本的方向（３）文化芸術の振興

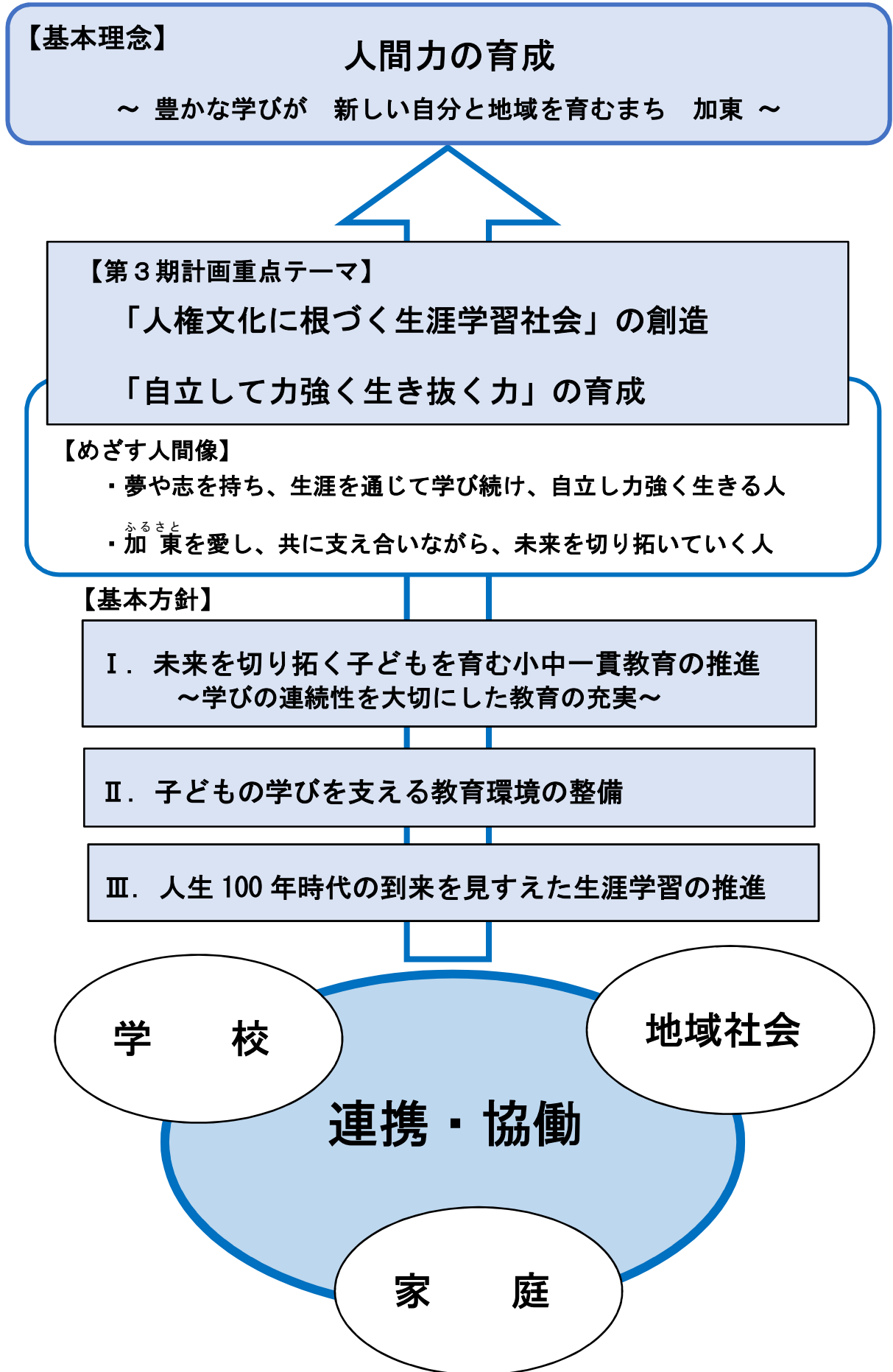
基本的方向（４）文化財の保護と活用・継承

基本的方向（５）生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本的方向（６）社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

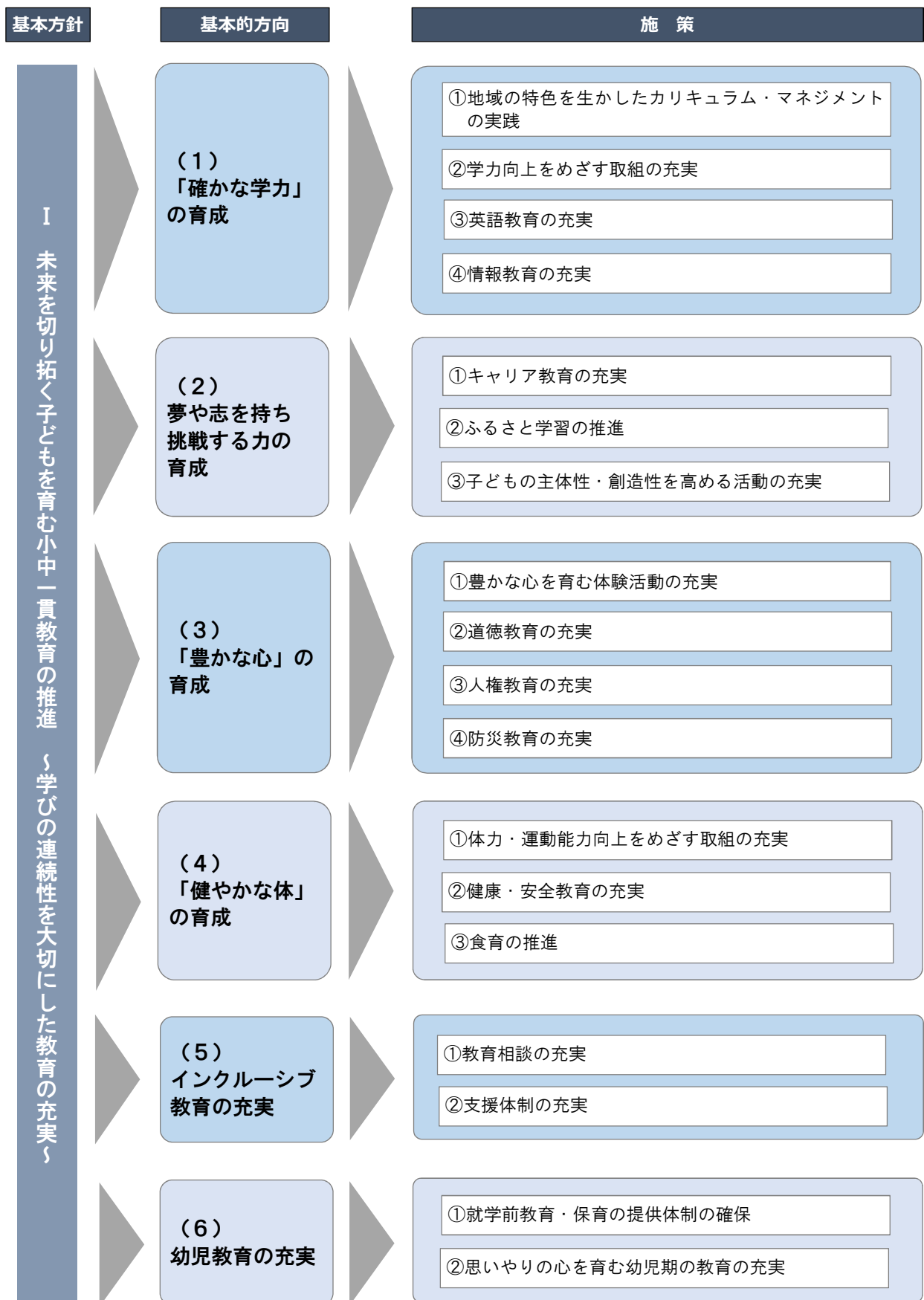
基本的方向（７）図書館サービスの充実

(2) 基本理念イメージ図



3. 体系図

人間力を育成するための3つの基本方針に基づく、基本的方向とその施策を示します。



基本方針

基本的方向

施策

Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

(1)
学校の組織力及び
教職員の資質
能力の向上

- ①教職員研修の充実
- ②協働体制「チーム学校」の確立
- ③教職員の働きがいのある職場づくり

(2)
家庭・地域の力
を生かした教育
の充実

- ①親の学びの機会の提供と保護者支援
- ②子育て相談・子育て支援の充実
- ③学校・家庭・地域の連携と協働
- ④地域とともにある学校づくり
- ⑤地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

(3)
学校施設の整備
と就学支援

- ①小中一貫校開校に向けた準備と施設の整備
- ②学校教育施設の改修や教材等の環境整備
- ③教育機会の確保と就学のための支援

基本方針

基本的方向

施策

Ⅲ 人生100年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

(1)
多様な学習機会の
充実

- ①ライフステージに応じた学びの充実
- ②学習活動の支援と担い手の育成

(2)
人権教育・啓発
の推進

- ①地域社会における人権教育・啓発の推進
- ②職場における人権教育・啓発の推進

(3)
文化芸術の振興

- ①文化芸術活動の継承・創造
- ②文化芸術団体への支援

(4)
文化財の保護と
活用・継承

- ①文化財等の保存と活用
- ②加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の活用や運営
- ③歴史文化に根差した地域の活性化

(5)
生涯スポーツ・
レクリエーション
活動の推進

- ①生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援
- ②スポーツ団体の支援
- ③スポーツ等指導者の育成

(6)
社会教育施設及
び社会体育施設
の効率的な管理
・運営

- ①施設の適切な維持管理・運営

(7)
図書館サービス
の充実

- ①魅力ある蔵書の整備と情報発信
- ②図書館利用の推進

第4章 具体的な取組

第4章 具体的な取組

第3章「基本理念と基本方針」で掲げた基本方針に基づき、次のように具体的な取組を進めます。

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～

基本的方向（1） 「確かな学力」の育成

「確かな学力」を定着させていくためには、知識・技能を基盤として思考力・判断力・表現力を育成し、主体的に学びに向かう力や態度を身に付けていく必要があります。知識・技能の定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図りながら、義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した小中一貫教育を通して、「確かな学力」を育成していきます。

①地域の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施

取組1 カリキュラムの実践と公開

9年間を通した系統性・連続性のあるカリキュラムを作成し、地域の教育資源を活かした教育活動を実践するとともに、カリキュラムを公開することで、地域や保護者と「めざす子ども像」を共有し、社会総がかりで子どもたちを育みます。

取組2 カリキュラムの改訂

市内全域で小中一貫教育を進めていくにあたり、学習指導要領の改訂を踏まえて作成した、9年間を通したカリキュラムをもとに、地域の特色を活かした教育活動のさらなる充実を図るよう、継続的に検証を加えつつカリキュラムの改訂を行います。

取組3 乗り入れ授業

小学校と中学校の教員が、校種を越えて学びのつながりを意識し、相互に授業を行う中で、互いの専門性を生かして指導内容の工夫・改善を図り、子どもたちの学習意欲の向上につながるよう、計画的な乗り入れ授業を行います。

②学力向上をめざす取組の充実

取組1 授業改善及び教員の指導力向上

全国学力・学習状況調査等の調査結果を活用し、成果や課題等を把握、検証することで、授業改善及び教員の指導力向上を図ります。

- ・全国学力・学習状況調査の実施、検証によるPDCAサイクルの確立
- ・加東市標準学力調査の実施、検証

取組2 一人1台パソコンを活用した「児童生徒一人ひとりに合った学び」の実現

個別学習に取り組むことができるドリル教材を整備し、自身の力量に応じた学習を選択、反復することで基礎学力の定着を目指します。また、一人1台パソコンを活用した協同学習や動画コンテンツの活用等 ICT を活用して、多様な子どもたちをだれ一人取り残すことのない学習支援をめざします。

- ・一人1台パソコンの活用
- ・ICT 支援員の活用

取組3 学習習慣の定着と家庭学習の充実

進んで学習に取り組もうとする態度を育成するとともに学習習慣の定着を図るため、放課後や長期休業中の学習機会を提供します。また、基礎学力の向上、個に応じた学習の充実の視点から家庭学習の内容・方法の改善を図ります。

- ・長期休業中の自主学習室「加東スタディライフ」の実施
- ・放課後補充学習の実施
- ・家庭学習の工夫

③英語教育の充実

取組1 主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育む活動の推進

英語で臆せずにコミュニケーションを図ることができる力を育成するため、コミュニケーションの目的や場面、状況を意識した言語活動を充実させるとともに、外国人英語指導助手 (ALT) や地域の外国人等とのふれあいや対話の機会を積極的に設けます。

- ・全小中学校への ALT の配置
- ・オールイングリッシュの英語活動「加東わくわく英語村」
- ・姉妹都市からの交換留学生等との交流

取組2 コミュニケーション能力を育む英語授業の充実

実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を育成するため、CAN-DO リスト (学習到達目標) や年間指導計画に基づき、言語活動を重視した授業を行います。また、身に付けた英語力を試す場を提供するとともに、児童生徒の英語力を把握・検証し指導の工夫改善に努めます。

- ・CAN-DO リスト、年間指導計画に基づいた指導
- ・英語を「読む」「書く」力を育む指導方法「ジョリーフォニックス」の導入
- ・かとう英語ライセンス制度
- ・英検検定料助成
- ・小中英語教育の円滑な接続のための GTEC Junior の活用

④情報教育の充実

取組1 児童生徒一人1台パソコンの活用

情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための資質・能力を育成するため、年間指導計画を作成し、児童生徒一人1台のパソコンを活用した学習活動を計画的に実施します。

- ・パソコンの基本的な操作を習得する学習活動の実施
- ・パソコンを活用したプレゼンテーション活動の充実
- ・プログラミング教育の実施

取組2 情報モラル教育の推進

情報を正しく判断し、よりよく活用するとともに、責任をもって情報発信しようとする態度・能力を育成するため、教育活動全体を通して情報モラル教育を推進します。

- ・情報モラル学習会の実施
- ・児童生徒が主体となったスマートフォンや SNS 等の利用ルール作りの促進

成果指標

- 学校の授業がわかると答える児童生徒の割合【肯定的回答】(学校生活アンケート(市)対象：小6、中3)

令和元年度(2019年度) 82.9% ⇒ 令和7年度(2025年度) 88.0%

- 学校の授業以外で、平日に1時間以上学習する児童生徒の割合(学校生活アンケート(市)対象：小6、中3)

令和元年度(2019年度) 73.1% ⇒ 令和7年度(2025年度) 80.0%

- 英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合(英語教育実施状況調査(文部科学省))

令和元年度(2019年度) 46.0% ⇒ 令和7年度(2025年度) 60.0%

- 収集した情報を整理して、発表資料を作成することが得意であると答える児童生徒の割合((学校生活アンケート(市)対象：小6、中3)

平成29年度(2017年度) 10.1% ⇒ 令和7年度(2025年度) 60.0%

基本的方向（２） 夢や志を持ち挑戦する力の育成

複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々と協働して課題に挑戦していく力が求められています。ふるさと学習や地域社会との関わりを通して、ふるさと加東を愛し、誇りをもって行動し、地域へ貢献しようとする意欲を育てます。また、学年や校種を超えて活動することにより子どもたちの主体性・創造性を高めるとともに、キャリア形成を図る取組を進めながら、夢や志をもって課題に挑戦していく力を育成します。

①キャリア教育の充実

取組１ キャリア発達を促す取組の充実

子どもたちが何に興味をもち何に力を入れて取り組んできたか、得意なことは何かなど自分の姿に気づき、自分の将来につなげるために、「キャリアパスポート」を活用し、小学校から高等学校までの12年間を通したキャリア形成を図る取組を充実させます。

取組２ 社会に触れる機会の充実

子どもたちが生涯を見すえ、学ぶこと、働くこと及び生きることの尊さを実感し、将来の自己の在り方・生き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう、トライやる・ウィークをはじめとする兵庫型「体験教育」や校外学習の充実を図ります。

②ふるさと学習の推進

取組１ ふるさと学習「かとう学」の実践

ふるさとへの自信と誇りをもって行動し、地域へ貢献しようとする意欲を高めるために、すべての教科を通した教科横断的な学びのカリキュラムを作成し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を実践します。

- ・ふるさと学習「かとう学」副読本の活用
- ・「加東遺産」めぐりの旅

取組２ ゲストティーチャーの積極的活用

ゲストティーチャーを積極的に活用し、「社会に開かれた教育課程」を実現することで、地域の人や社会とのかかわる機会を充実させます。

③子どもの主体性・創造性を高める活動の充実

取組１ 縦と横のつながりを意識した交流

学年や校種を越えて共に活動する場を設定することで、集団の中で主体的に活動し、協働して物事に取り組もうとする姿勢を育むとともに、上級生へのあこがれや下級生への思いやりを持つことで、自分の将来を主体的に創造しようとする子どもを育成します。

- ・縦割り班活動
- ・小中学校間の児童生徒交流
- ・生徒会や児童会
- ・自然学校をはじめとする校外学習

取組2 発達に応じた学校行事

節目を意識した行事や発達に応じた課題を設定することで、自らの成長を実感し、自分を高めようとする態度を育成するとともに、主体的に課題を解決し、学校生活をよりよくしようと創造的に活動する子どもを育成します。

成果指標

- 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）
令和元年度（2019年度） 62.1% ⇒ 令和7年度（2025年度） 80.0%
- ふるさとを大切にしたいと思う児童の割合（学校生活アンケート（市）対象：小3、小4）
令和2年度（2020年度） 基準値（%） ⇒ 令和7年度（2025年度） 10ポイント増
- 地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）
令和元年度（2019年度） 18.1% ⇒ 令和7年度（2025年度） 30.0%
- 難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦しようとしている児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）
令和元年度（2019年度） 32.6% ⇒ 令和7年度（2025年度） 45.0%

基本的方向（3） 「豊かな心」の育成

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、人間関係を築く力を養うことが重要です。

多様な体験活動から、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てるとともに、子どもの発達段階に応じ、教育のあらゆる機会を通じて、「豊かな心」を育成していきます。

①豊かな心を育む体験活動の充実

取組1 環境体験・自然体験・芸術体験活動の実施

自立心や、人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習、長期宿泊体験活動、芸術鑑賞活動を実施します。

- ・環境体験学習（小3）
- ・自然学校（小5）
- ・わくわくオーケストラ教室（中1）

取組2 職業体験活動・ボランティア活動の実施

公共の精神や協調性を涵養するとともに、思いやりの心や責任感をもって行動する力を育むため、職業体験活動やボランティア活動等を実施します。

- ・トライやる・ウィーク（中2）
- ・トライやる・アクション
- ・児童生徒が主体となったボランティア活動の実施

②道徳教育の充実

取組1 学校・家庭・地域と連携した道徳教育の推進

家庭や地域の理解や協力を得ながら道徳教育を推進するため、授業参観やオープンスクール等の機会を捉え、道徳科の授業を公開します。「兵庫版道徳教育副読本」等を家庭で活用する機会を意図的に設定します。

取組2 道徳授業の充実

子どもたちが自分の考えを発表したり、仲間の考えを聞いたりする「他者との対話」や心の中で仲間の考えと自分の考えを比べ自分の考えを発展させる「自己内対話」により、考えを深める授業を推進するために、教員研修を実施し、指導方法や評価方法の工夫改善を図ります。

③人権教育の充実

取組1 発達段階に応じた人権教育の充実

加東市人権教育カリキュラムを基本として、各学校人権教育カリキュラムに基づいて教科（社会科）、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等において、人権の歴史や人権問題等につい

て系統的に学ぶことによって、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成します。

- ・加東市人権・同和教育研究協議会と連携した授業研究
- ・小中学校人権教育講演会

取組 2 多様性を認め合う共生の心の育成

多様な個性や文化的・社会的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むとともに、共に生きようとする意欲や態度を育成するため、必要な環境を整備し、多様な価値観に対する理解を図ります。

- ・加東市多文化共生サポーターの配置
- ・兵庫教育大学と連携した日本語初期指導教室
- ・LGBT等の様々な人権課題に対する人権教育の実施

取組 3 自分や他者の人権を尊重する教育等の推進

いじめをはじめとする、あらゆる差別や偏見を許さない態度や行動を育むとともに、関係機関と連携して、身近な差別を防止する取組を推進します。

- ・学級、児童会、生徒会によるいじめを許さない取組の充実
- ・デートDV防止教育の実施（福祉総務課）
- ・大人の体罰や虐待を発見する定期的な調査の実施

④防災教育の充実

取組 1 震災の教訓を風化させない、実践的な防災教育の推進

防災・減災の意識高揚を図るとともに、災害から自らの生命を守る主体的な行動をとる力を育成するため、地域や市防災課、消防署等と連携した訓練や被害想定等を工夫した訓練を行います。

- ・防災課と連携した加東市小中学校・自主防災組織合同防災訓練
- ・保護者との引き渡し訓練

取組 2 助け合いやボランティア精神等共生の心の育成

震災の経験や教訓を語り継ぎ、阪神・淡路大震災や身近な災害に関連する防災教育を実施することで、助け合いやボランティア精神等共生の心を育みます。

- ・防災教育副読本「明日に生きる」（兵庫県教育委員会）の活用

成果指標

●人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）

令和元年度（2019年度） 80.3% ⇒ 令和7年度（2025年度） 85.0%

●自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）

令和元年度（2019年度） 39.0% ⇒ 令和7年度（2025年度） 50.0%

●道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）

令和元年度（2019年度） 51.7%（小6のみ） ⇒ 令和7年度（2025年度） 70.0%

●人が困っているときは、進んで助けていると思う児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）

令和元年度（2019年度） 46.0% ⇒ 令和7年度（2025年度） 60.0%

基本的方向（４） 「健やかな体」の育成

「生きる力」の基盤となる「健やかな体」を育成するためには、子どもたちが健康によい運動習慣、食生活を自ら選択し、実践していく力を身につけることが必要です。

発達の特性に応じた様々な遊びやスポーツの体験を通して、健康で安全な生活を送るための基礎を培います。また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、教育のあらゆる機会を通じて食育活動を展開し、健康的な食に関する自己管理能力を醸成します。

①体力・運動能力向上をめざす取組の充実

取組１ 体力・運動能力の向上

教科体育の系統的な学習指導の充実を図り、生涯にわたって運動・スポーツを楽しむ基礎を培うとともに、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力テストの分析結果を活用して、義務教育９年間を通じた中長期的な体力向上の取組を推進します。また、教員の指導力の向上や、運動部活動における指導の充実を図るため、地域との連携・地域人材の活用を推進します。

- ・子どもの体力向上推進事業
- ・部活動指導員の配置
- ・体力アップサポーターの活用

取組２ 運動やスポーツの習慣化

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成するために、発達の段階に応じた様々な遊びやスポーツを体験させ、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感できる時間を確保します。

- ・「加東市部活動指導方針」に基づく部活動の適切な指導と運営体制の整備
- ・委員会活動における各種スポーツ大会の実施

②健康・安全教育の充実

取組１ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の実施

喫煙・飲酒・薬物乱用がもたらす健康への影響を理解し、誘惑に負けない行動ができるようにするため、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。

取組２ 感染症予防のための正しい知識・実践力の育成

新型コロナウイルス、インフルエンザ、風疹、麻しん等の感染症について正しく理解させ、予防対策を実践する力を身につけさせるため、関係機関と連携し、適切な指導を行います。

取組３ 交通安全教室・防犯教室等を通じた安全意識の向上

警察や交通安全協会、青少年センターと連携して、交通安全教室や防犯教室を行い、登下校

の交通安全並びに不審者対策等の安全教育の充実を図ります。

取組4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進

解決が難しい問題や悩みなどに直面した時はだれかに相談すること、つらい時や苦しい時には助けを求めてよいことを指導します。「SOSの出し方に関する教育」や「心の授業」を推進することにより、直面する問題に対処する力を身につけることができるよう取り組みます。

③食育の推進

取組1 地産地消による「楽しみのある学校給食特別メニュー」の提供

学校給食の地場産物使用比率を高め、地域の食文化や産物について理解を深めるため、「楽しみのある学校給食特別メニュー」を月1回実施します。児童が生産者と交流を行い、生産者の苦勞を知ることにより、感謝する心を育てる取組を行います。

取組2 学校給食を活用した食育指導

食育推進専門員や栄養教諭により、各学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育活動を推進します。市内小学校の全クラスに栄養教諭が訪問して食事マナーや食事を通じて豊かな人間性（心身の健康・社会性）を築く食育指導を行います。

取組3 「かとう和食の日」について啓発

学校給食で和食給食を提供し、日本の伝統的な食文化を学ぶ機会とします。また、給食だよりや食育だよりを通して、児童生徒だけでなく保護者にも和食の良さや、朝食の大切さ、食べることの重要性を理解してもらうよう周知・啓発を行うなど積極的に推進活動を行います。

取組4 学校給食センターでの体験学習

学校給食センターが主催する学校給食試食会や給食センター見学会、夏休み親子料理教室を通して、保護者と児童に食への関心や食品を選択する能力を高めます。

取組5 食育推進指定校による食育推進事業

食育推進指定校として市内の2校（小学校1校・中学校1校）を指定し、食育を推進します。他の市内の各学校にも取組の成果を報告し、取組の共有化を図ります。

成果指標

- 自主的に運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをする時間を持ちたいと思う児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）

令和元年度（2019年度） 71.1% ⇒ 令和7年度（2025年度） 80.0%

- 不安や悩みがあったときに、相談できる人がいる児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）

対象：小6、中3)

令和元年度（2019年度） ー% ⇒ 令和7年度（2025年度） 88.0%

●朝食を毎日食べている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査（文部科学省）対象：小6、中3)

令和元年度（2019年度） 86.7% ⇒ 令和7年度（2025年度） 94.0%

基本的方向（5） インクルーシブ教育の充実

障害などの支援が必要な子どもたちが、その人らしく自立した生活ができるよう、一人ひとりの特性に合った生涯を見通した支援を行います。

①教育相談の充実

取組 1 相談事業

保健師・臨床心理士・教育相談支援員による相談、医師による診察、臨床心理士による発達検査を実施し、保護者・関係機関職員に対し、必要な支援や指導についての助言を行います。

②支援体制の充実

取組 1 療育事業

支援が必要な子どもが集団生活に必要な能力を身に付けさせるための個別・集団療育を実施します。

取組 2 巡回相談

認定こども園・小中学校等を巡回し、合理的配慮等についての指導助言を行います。

取組 3 切れ目ない支援体制の確立

何らかの支援が必要な子どもの保護者に対し、サポートファイルの作成を促し、家庭と関係機関が情報を共有し、一貫した支援を行います。

発達障害に関する知識や理解を深め、適切な対応を学ぶことにより、共生社会の実現をめざすため、市民を対象に発達障害等の基礎的な内容と、就労関係の内容に関するサポート研修を実施します。

取組 4 現場での支援についての情報提供

認定こども園・小中学校等の教職員に対し、サポート研修を実施し、日々の関わりに活用できる支援や基本的な考え方について学ぶ機会を設けます。

成果指標

- 児童生徒の自立割合（サポートファイルによる支援が不要になった児童生徒の割合）
令和元年度（2019年度） 7.5% ⇒ 令和7年度（2025年度） 9.0%
- 市民対象講演会に対する参加者の内容理解度（4段階評価の平均値）
令和2年度（2020年度） — ⇒ 令和7年度（2025年度） 3.0

基本的方向（6） 幼児教育の充実

保育所及び認定こども園において、生活や遊びの体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るための質の高い教育・保育環境の構築に努めます。また、幼児一人ひとりの発達特性に応じた質の高い教育・保育を提供します。

①就学前教育・保育の提供体制の確保

取組1 公立認定こども園等の再編

公立認定こども園、保育所を段階的に集約し、職員を効率的に配置することで、幼児教育・保育の提供体制を整えます。

取組2 私立保育所・認定こども園の拡充

私立保育所及び認定こども園の施設整備に対し補助金を交付し、基盤整備を支援することで、教育・保育環境の充実を図ります。

取組3 就学前教育・保育の質の向上

保育士・保育教諭等を対象に「保育士等キャリアアップ研修」を実施し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

②思いやりの心を育む幼児期の教育の充実

取組1 幼児期からの人権教育

幼児期に「思いやり」や「いたわり」といった心を育み、「違いを違いと思わない」絶対人権感覚を培うための「人権啓発プログラム」を実施します。

取組2 人権教育実践者の養成

保育士、保育教諭を対象とした幼児の発達段階に応じた人権教育の実践者を養成します。また、市内保育所・認定こども園が「人権啓発プログラム」を実施するための支援を行います。

成果指標

●教育の機会の提供 3～5歳児の待機児童数

3歳児	令和元年度（2019年度）	1人	⇒	令和7年度（2025年度）	0人
4歳児	令和元年度（2019年度）	0人	⇒	令和7年度（2025年度）	0人
5歳児	令和元年度（2019年度）	0人	⇒	令和7年度（2025年度）	0人

●保育士等キャリアアップ研修への参加者が、保育実践に役立つと回答した割合

令和元年度（2019年度）	—%	⇒	令和7年度（2025年度）	90.0%
---------------	----	---	---------------	-------

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

基本的方向（1） 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、いじめや不登校等の課題について、校長のリーダーシップのもと教職員一人ひとりの力を生かし、「チーム学校」として学校全体で取り組みます。また、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、働き方改革を推進していきます。

①教職員研修の充実

取組1 専門性と実践的指導力の向上をめざす研修

教科指導研修、課題教育研修、教育課題チャレンジ事業、各教科部会研究授業等において、積極的に授業公開・研究を行い、教職員の指導力向上をめざします。

取組2 キャリアステージに応じた研修

学校経営研修会、ミドルリーダー研修会、若手教員研修会において、常に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦できる教職員の育成をめざします。

取組3 組織力向上をめざす研修

学校経営研究会、各教科研究発表会等において、研究推進目標の共通理解を図り、教職員一人ひとりの能力・適性を生かした研究を進めることで、協働体制の構築をめざします。

②協働体制「チーム学校」の確立

取組1 児童生徒の内面の共感的な理解に基づいた生徒指導体制

専門知識を有した人材を活用したり、質問紙法によるテストを実施したりして、全教職員が児童生徒一人ひとりの内面に対する共感的な理解を深め、児童生徒の日常生活における変化に気を配り、悩みを積極的に受け止めることができるよう、生徒指導体制を整え、指導の充実を図ります。

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用・連携
- ・hyper-QU テスト及び事例検討会の実施

取組2 いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動、虐待等の未然防止、早期発見・早期対応のため、組織的な対応を行います。児童生徒が自他の個性・人権を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする豊かな人間性を育む学校づくりを推進するとともに、小さな芽に気づく危機管理意識を高めて、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

- ・「まなざし」「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修
- ・適応教室「ふきのとう」
- ・警察、福祉・医療機関、教育機関等との連携
- ・学校生活実態把握調査及び校内アンケートの実施、適切な対応

③教職員の働きがいのある職場づくり

取組1 ハラスメント防止

ハラスメント防止指針に基づいた教職員研修を行い、教職員と児童生徒の人格が尊重され、児童生徒等が安心・安全でいきいきと学ぶことができる、働きがいのある職場環境を推進します。

取組2 教職員の業務量の適切な管理

管理指針の趣旨に合致した適正な勤務体制とするため、教職員の在校時間を把握し、校務分掌の偏りや持ち帰る仕事がないよう、保護者や地域社会等との連携を図りながら働き方改革を推進します。

- ・部活動指導員の配置
- ・スクールサポートスタッフの配置
- ・業務改善（働き方改革）推進委員会

成果指標

- 学校生活に満足する児童生徒の割合（学校生活アンケート（市）対象：小6、中3）
令和元年度（2019年度） 48.7% ⇒ 令和7年度（2025年度） 68.0%
- 授業中にICTを活用して指導している教員の割合
令和元年度（2019年度） 74.9% ⇒ 令和7年度（2025年度） 100.0%
- 1か月の在校時間が80時間超の教員数（教職員超過勤務調査）
令和元年度（2019年度） 13人 ⇒ 令和7年度（2025年度） 0人

基本的方向（２） 家庭・地域の力を生かした教育の充実

保護者の子育ての不安感、負担感を軽減するために、子育て中の親子が児童館などに気軽に集い、相互交流しながら、子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供します。また、親が親として成長するための学びの機会を提供するとともに、青少年相談窓口を開設し、保護者の子育てに関する悩みを相談できる体制を整えます。

さらに、子どもたちの地域における学びの充実を図るとともに、家庭や地域の力を生かした「地域とともにある学校」づくり、地域全体で子どもを育てる環境づくりをめざします。

①親の学びの機会の提供と保護者支援

取組１ 学校と家庭の連携の促進

子どもたちが安心して活力ある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、家庭教育に関する情報を提供し、家庭での取組を促進します。

- ・家庭教育支援パンフレットの作成、活用

取組２ 子育ての不安を抱える家庭への支援

子育ての不安等の保護者の悩みを相談できる体制を整えます。

- ・青少年相談窓口の開設

②子育て相談・子育て支援の充実

取組１ 子育て親子の交流と育児相談・情報提供

児童館、地域子育て支援拠点等において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

取組２ 「子育て」と「子育て」を支える講座の実施

子育て及び子育て支援に関する講座等の実施と子育てサークルの活動を支援します。

③学校・家庭・地域の連携と協働

取組１ 加東市連合 PTA 研修会の開催

単位 PTA 相互の連携による PTA 活動の振興発展のため、また地域と保護者と教職員が協働しての子どもたちを育成するという意識の向上を図るため研修会を開催します。

取組２ 子ども育成に対する学びの場の充実や家庭への支援

子どもたちが自立して力強く生き抜く力の育成のため、学びの場の提供や地域と学校が連携・協働して、未来を担う子どもたちの成長を支えるための活動推進及び子育て不安などを抱える子育て世代に対する支援を行います。

- ・小学生チャレンジスクール事業

- ・ひょうご放課後プラン「地域子ども教室」事業
- ・加東市子育て応援ネット推進事業
- ・加東市ノーベル大賞 など

④地域とともにある学校づくり

取組1 地域との連携・協働による学校運営

PDCAを踏まえた目標及び評価項目や指標を設定し、自己評価、学校関係者評価を行い、評価結果について保護者や市民へ公表し、地域とともに学校教育活動を推進します。

取組2 開かれた教育課程の推進

ホームページや学校便り等により、オープンスクールへの地域住民の参加を促し、子どもの学ぶ姿を見ながら、地域とともにより良い教育を考えるよう推進します。

取組3 かとう学による「ふるさと意識」の醸成

義務教育9年間の連続性・系統性のある学習指導を軸として、教科横断的な学習により学びを深めるとともに、SDGsの視点で考える力をつけ、ふるさと意識の醸成を図ります。

取組4 コミュニティスクールとしての新しい学校づくり

小中一貫校の開校にあわせ、学校評議員会を学校運営協議会へ移行し、地域住民が主体となって活動する地域学校協働本部と連携・協働しながら、中学校区を1つとした編成で地域とともにある学校づくりを推進します。

⑤地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

取組1 地域での安心・安全を見守る体制づくり

地域の有志や単位PTAによる交通立番、青色パトカーでの巡視をすることで、児童生徒の安全な登下校を支援し、地域の安心・安全を育む活動に取り組みます。

- ・地域有志及び単位PTAによる交通立番
- ・青色パトカー巡視
- ・通学路安全プログラム

取組2 地域での健全育成を推進する体制づくり

青少年の健全育成推進のため、関係機関との情報交換や見守り活動を行います。

- ・加東市ネット見守り隊のネットパトロール
- ・市内商店等と連携した万引き防止対策会議の開催
- ・警察、補導委員による巡回補導
- ・学警連絡会における情報交換

成果指標

- 学校や市の研修会に参加した保護者の割合

令和元年度（2019年度） ー% ⇒ 令和7年度（2025年度） 70.0%

- 親子活動、ひろば活動等の参加者が、楽しい・良かったと感じた割合

令和元年度（2019年度） ー% ⇒ 令和7年度（2025年度） 85.0%

- オープンスクールなどの学校行事や学校でのボランティア活動に参加する市民の割合（総合計画に関する市民意識調査）

平成29年（2017年）調査 44.9% ⇒ 令和7年（2025年）調査 53.0%

- 青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加する市民の割合（総合計画に関する市民意識調査）

平成29年（2017年）調査 31.4% ⇒ 令和7年（2025年）調査 39.0%

基本的方向（3） 学校施設の整備と就学支援

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い学習環境を整備することが重要です。また、家庭の経済的な事情に関わらず、学習の機会を保障するため、経済的な支援による教育環境の向上を図る必要があります。

そのため、小中一貫校の施設整備、既存施設の改修、ICT環境の維持・管理などの教育環境を整えるとともに、経済的な支援に取り組みます。

①小中一貫校開校に向けた準備と施設の整備

取組1 開校準備委員会の設置・運営

従来の6・3制にとらわれず、義務教育9年間を発達段階に応じた、きめ細やかな4・3・2制を行う小中一貫校にふさわしい教育環境などを、各地域の代表者や学校関係者、保護者等で組織する小中一貫校開校準備委員会において開校まで協議します。社地域は引き続き開校準備委員会を運営していくとともに、滝野地域は、令和4年度（2022年度）に立ち上げます。

また、開校後においては、小中一貫校開校準備委員会を新しい組織である「学校運営協議会」へ移行し、東条地域と同様に、継続的に学校運営について協議していきます。

取組2 東条地域小中一貫校の整備

令和3年（2021年）11月の竣工を目指して、工事を進めていきます。また、令和4年（2022年）1月から新校舎で小中一貫教育が実践できるよう、引越しなど東条地域3校との調整を進めていきます。

取組3 社地域、滝野地域小中一貫校の整備

社地域では、令和2年度（2020年度）から進めている基本・実施設計を開校準備委員会や教職員とともに構築し、令和6年度（2024年度）の開校をめざして、令和4年度（2022年度）から建設工事に着手します。

また、滝野地域では、令和5年度（2023年度）から基本・実施設計を開校準備委員会や教職員とともに構築し、令和9年度（2027年度）の開校を目指して、令和7年度（2025年度）から建設工事に着手します。

②学校教育施設の改修や教材等の環境整備

取組1 既存施設の改修

安全で快適な学校生活を保障していくために、既存学校施設の長寿命化計画に基づき、必要な改修を実施します。

取組2 ICT環境の維持管理

国のGIGAスクール構想により、一人1台整備した学習者用端末を子どもたちが有効活用できるよう端末の管理、ユーザー管理、ネットワーク管理を行うとともに、必要に応じて学習者

用端末の更新を行います。

③教育機会の確保と就学のための支援

取組1 就学の援助

経済的な支援を必要とする子どもの保護者に対し、入学準備金、学用品費、校外学習費など保護者の負担となる費用の一部を援助します。

また、通学の支援として、小中一貫校開校により遠距離通学となる子どもたちの通学のためにスクールバスを運行します。加東市立の小学校に遠距離通学する子どもの保護者に対し、通学費の一部を援助するとともに、加東市立の中学校に通学する子どもの保護者に対しては、自転車通学に必要な通学用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

- ・ 就学援助事業
- ・ 就学奨励事業
- ・ 遠距離通学支援事業
- ・ ヘルメット購入助成事業

取組2 外国人児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒並びにその保護者に対し、コミュニケーションの円滑化や生活適応、学習支援、心の安定などを図るため、サポーター等を派遣して学校生活への早期適応を促進します。

- ・ 加東市多文化共生サポーターの派遣
- ・ 加東市多言語相談員の派遣
- ・ こども日本語教室
- ・ 多言語翻訳機の貸出

基本方針Ⅲ 人生 100 年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

基本的方向（1） 多様な学習機会の充実

ライフステージに応じた様々な学びの機会を提供し、仲間とつながりながら楽しく学び、活動ができる場や学習成果を発表する場を設けます。また、さまざまな活動が有意義なものとなるように、地域住民などによるサポーターの参画を支援できる体制を整備します。

①ライフステージに応じた学びの充実

取組 1 高齢者大学の実施

高齢者が前向きな人生観を持って、積極的に人間関係をつくり、地域活動に参加する基礎的な能力を身につけるため、教養性・社交性・実用性を重視した学習の機会を提供します。

取組 2 成人を対象とした講座の開催

普段、公民館を使用していない青年・壮年世代をターゲットとして、公民館の使用促進を図るため、様々な学習・体験の機会を提供します。

- ・ 文学講座
- ・ 成人学習講座

取組 3 社会教育の振興への支援

地域住民が自らの手で地域課題の解決に取り組む意識の高揚を図るため、各種団体へ補助金を交付し、団体主導による自主的かつ主体的な活動を支援します。

取組 4 加東遺産講座

市内に所在する文化財をより身近なものにするために、令和 2 年度に改訂したガイドマップを用いて、出前講座や文化財教室などを開催し、関心を深めます。

取組 5 子ども育成に対する学びの場の充実や家庭への支援（再掲）

子どもたちが自立して力強く生き抜く力の育成のため、学びの場の提供や地域と学校が連携・協働して、未来を担う子どもたちの成長を支えるための活動推進及び子育て不安などを抱える子育て世代に対する支援を行います。

- ・ 小学生チャレンジスクール事業
- ・ ひょうご放課後プラン「地域子ども教室」事業
- ・ 加東市子育て応援ネット推進事業
- ・ 加東市ノーベル大賞 など

取組 6 青少年健全育成への支援

青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性や社会性、正義感や倫理観を持った豊かな人間性を育成するため、各種団体へ補助金を交付し、団体主導による自主的かつ主体的な活動を支援します。

- ・加東市子ども会育成連絡協議会
- ・ボーイスカウト兵庫連盟（社第1団、加東第5団）

②学習活動の支援と担い手の育成

取組 1 サークル活動の実施・支援

一人ひとりの可能性を最大限に生かすための学びの環境を整備し、多様な学習機会及び発表の場を提供するとともに、サークルの自主的活動を支援します。

取組 2 生涯学習サポーター倶楽部の創設

青少年を始めとする市民を対象とした様々な学習活動・体験活動の実施に際し、各活動が安全・安心かつ有意義なものとなるように「生涯学習サポーター倶楽部」を設立し、地域住民などによるサポーター（活動支援スタッフ）の参画を支援できる体制を整備します。

成果指標

- 高齢者大学での学びが役立った、生きがいつくりにつながったと回答した人の割合（参加者アンケート調査）

令和元年度（2019年度） ー% ⇒ 令和7年度（2025年度） 87.4%

- 成人を対象とした講座の内容が役立ったと回答した人の割合（参加者アンケート調査）

令和元年度（2019年度） ー% ⇒ 令和7年度（2025年度） 87.4%

- 参加した教室等の内容がよかったと回答した子どもの割合（参加者アンケート調査）

令和元年度（2019年度） ー% ⇒ 令和7年度（2025年度） 87.4%

基本的方向（２） 人権教育・啓発の推進

「第２次加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（令和２年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）まで）に基づき、市民一人ひとりが、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、生涯にわたって主体的に学び続け、人権文化が根づいた共生社会の実現をめざします。差別に気づき、差別をなくす実践力が高められるよう地域社会や職場において人権教育・啓発をすすめます。

①地域社会における人権教育・啓発の推進

取組１ 市民の学習活動の支援

人権に関する具体的な課題に対して、多様な学習情報や教材を提供することにより学習機会の拡充を図り、市民の主体的な学習活動を支援します。

- ・リーダー研修の充実
- ・人権啓発ビデオ等の啓発資料の充実

取組２ 地域の特性を生かした人権学習の推進

広域隣保活動事業における講座の充実、学習機会や情報の提供、指導者養成支援などを通して、地域の特性を活かした人権学習の推進に努めます。

取組３ 加東市人権・同和教育研究協議会の活動支援

加東市人権・同和教育研究協議会（以下「市同教」という。）による学習会などの活動を支援します。市同教では、共生社会と人権文化の創造をめざして、部落差別の問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れる様々な人権問題を明らかにしながら、人権・同和教育の充実を図ります。

取組４ 人権に関する講演会等の開催

人権文化をすすめる市民運動推進強調月間（8月）、人権週間（12月）に啓発活動の強化月間として住民意識の高揚に努めるほか、様々な人権問題をテーマとした講演会等を開催します。

②職場における人権教育・啓発の推進

取組１ 加東市企業人権教育協議会の活動支援

加東市企業人権教育協議会の活動を支援し、企業・事業所の社会的責任（CSR）を果たす取組が推進されるよう、人権研修を積極的に推進します。

成果指標

- 人権を日常的に意識している市民の割合（総合計画に関する市民意識調査）

平成29年（2017年）調査 76.2% ⇒ 令和7年（2025年）調査 80.0%

基本的方向（3） 文化芸術の振興

市民が身近に文化芸術にふれ、親しむことができるよう、個性豊かな地域の文化芸術活動ができる場や機会を提供します。また、文化芸術団体の発表の場や機会を通して、団体やサークルの相互交流を促進し、新たな発見と生きがいがいづくりにつなげます。

さらに、文化賞の表彰や文化芸術賞賜金の交付により、文化芸術の振興を図ります。

①文化芸術活動の継承・創造

取組1 文化芸術活動の場及び体験できる機会の提供

世代を超えて活動できる場を提供するとともに、気軽に参加し、ふれあい、体験できる機会を確保することで、市民の文化芸術についての理解と関心を深めます。

- ・公募美術展
- ・文化祭
- ・日本木管コンクール
- ・文化芸能公演鑑賞
- ・文化連盟祭 など

取組2 文化賞表彰及び文化芸術賞賜金の授与

文化芸術部門で全国大会や国際大会に出場、出展、または優秀な成績を収められた方や、文化芸術の振興に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体に対し表彰又は賞賜金を授与することで、文化芸術の振興を図ります。

取組3 後継者育成への支援

伝統文化の担い手が減少していくなか、指定文化財を後世に継承していくため、無形民俗文化財に係る後継者育成を支援します。

②文化芸術団体への支援

取組1 文化芸術団体の育成及び活動支援

市の文化芸術の振興のため、文化芸術団体へ補助金を交付し、文化芸術団体主導による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援します。

- ・加東市文化連盟
- ・加東市美術協会

成果指標

- 芸術・文化に関する施策が重要と回答する市民の割合（総合計画に関する市民意識調査）
平成29年（2017年）調査 52.3% ⇒ 令和7年（2025年）調査 56.0%

基本的方向（４） 文化財の保護と活用・継承

地域の貴重な財産として、文化財を適切に保護・保存し、継承します。また、歴史と文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを培うため、歴史民俗資料館を有効に活用するとともに、多様なイベントなどにより文化財を広く公開し、価値や魅力を発信します。

①文化財等の保存と活用

取組１ 文化財の調査と保護活動

市内に残された歴史資料の保存にあたり、潜在的な文化財の掘り起しを行うとともに、文化財の寄贈・寄託を受け、調査と保護活動を実施します。

取組２ 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財包蔵地及び指定文化財の保護のため、開発事業に伴う試掘・立会調査、開発照会事務を文化財保護法に基づいて行うとともに、指定文化財修理及び防火設備管理の補助事業を実施します。

取組３ 文化財に関する情報発信

市の内外を問わず、文化財への意識を向上させるために、見学会、文化財企画展、出前講座及び講演会などを開催します。併せて、インターネットや新聞などのメディアを活用し文化財の価値や魅力を発信します。

②加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の活用や運営

取組１ 加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の管理運営事業

本市の歴史を学ぶことができるよう、加古川流域滝野歴史民俗資料館及び三草藩武家屋敷旧尾崎家を適切に運営し、文化財資料を公開します。

また、市民の文化財への造詣を深めるため、体験学習型講座を開催し、実物に触れる機会を提供します。

③歴史文化に根差した地域の活性化

取組１ 文化財保存を通じた地域活動への支援

文化財保存を通じた地域活動の活性化のため、地域ぐるみで指定文化財の管理や伝承などの取組みを支援します。

取組２ 文化財による地域交流、観光資源化

歴史文化の振興による地域内外の交流を活性化させるため、指定文化財等の情報を広く周知します。

成果指標

- 芸術・文化に関する施策が重要と回答する市民の割合（総合計画に関する市民意識調査）

平成29年（2017年）調査 52.3% ⇒ 令和7年（2025年）調査 56.0%

- 加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の来館者満足度（来館者アンケート調査）

令和元年度（2020年度） 1% ⇒ 令和7年度（2025年度） 56.0%

基本的方向（５） 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して市民相互の親睦を深め、健康増進や体力向上を図るため、多世代の市民が参加できる機会を提供します。また、スポーツ推進員や指導者を育成し、生涯スポーツの普及と振興をめざします。

さらに、スポーツ賞の表彰やスポーツ賞賜金の交付により、スポーツ振興の向上を図ります。

①生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援

取組１ 多世代交流ができる機会の提供

市民の健康・体力づくり及びスポーツを通じ市民相互の理解や親睦を深めるための大会を開催します。

- ・ふれあい球技大会
(ゲートボール大会、ペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、卓球大会、パークゴルフ大会)
- ・地区親善ソフトボール大会、地区親善バレーボール大会

取組２ 加東伝の助マラソン大会

市民の健康・体力づくり及びスポーツを通じた市民相互の理解や親睦を深めるため、加東伝の助マラソン大会を開催します。

取組３ 陸上教室等の専門技術向上事業

スポーツを通じて、小学生や中学生を対象とした技術の向上及び健康・体力づくりのため、陸上競技教室などを開催します。

②スポーツ団体の支援

取組１ 各種スポーツ団体等への活動支援

市民の心身の健全な発達や体力の向上及び体育文化の進展を図るため、各種団体の目的達成に必要な活動に係る経費を補助し、支援します。

- ・加東市体育協会（加盟団体含む。）
- ・加東市スポーツ少年団
- ・東京 2020 オリンピック聖火リレー実行委員会

取組２ 自主的なスポーツサークルの支援

市の施策の啓発や振興に寄与する自主的なスポーツサークルの活動について、施設使用料の減免を行い、その活動を支援します。

取組３ スポーツ賞表彰及びスポーツ賞賜金の授与

栄誉と誇りを市民が共有し、市のスポーツ振興を図ることを目的として、その功績が顕著な個人及び団体に対し表彰又は賞賜金を授与します。

③スポーツ等指導者の育成

取組1 スポーツ等指導者の育成

各種スポーツ大会の運営、生涯スポーツの普及と振興をめざし、スポーツ推進委員を確保するとともに、地域指導者の育成を図り、多様なニーズに応えられる体制づくりを進めます。

成果指標

- スポーツ活動の支援が重要と回答する市民の割合（総合計画に関する市民意識調査）
平成29年（2017年）調査 67.3% ⇒ 令和7年（2025年）調査 86.0%
- スポーツ活動の支援に満足していると回答するスポーツ推進委員の割合（スポーツ推進委員のアンケート調査）
平成元年度（2019年度） ー% ⇒ 令和7年度（2025年度） 85.1%

基本的方向（6） 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

社会教育施設や社会体育施設について、公共施設の適正化の取組を踏まえ、適切に管理するとともに、効率的な管理運営を行います。

①施設の適切な維持管理・運営

取組1 適切な維持管理・運営

公共施設適正配置計画に基づき適切な施設管理を行うとともに、施設の老朽化などによる維持管理経費の負担増が見込まれることを踏まえ、修繕個所の早期発見・早期対処による効率的な管理運営を行います。

成果指標

- 施設設備について満足していると回答する施設使用団体の割合（施設使用団体アンケート調査）
令和元年度（2019年度） — % ⇒ 令和7年度（2025年度） 85.1%

基本的方向（7） 図書館サービスの充実

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった要求に応えるため、継続した魅力ある蔵書の確保と資料及び情報の提供に努めます。また、市民に本との出会いや読書に親しむ機会を提供します。さらに、自ら学ぼうとする市民の要求に応え、暮らしを高める図書館サービスを展開します。

①魅力ある蔵書の整備と情報発信

取組1 資料の収集（図書・リクエスト図書・郷土資料・雑誌等）

各世代の利用傾向に応じた図書やリクエストのあった図書を購入し、魅力ある蔵書を確保します。加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集し、郷土行政資料の充実に努めます。また、雑誌スポンサー制度を活用し、雑誌コーナーの充実に図ります。

取組2 充実した予約サービスと資料貸出の実施

市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の要求に応える予約・リクエストサービスの充実に図ります。

取組3 情報発信の拡充

図書館だより、新着図書案内、広報かとう、市ホームページ、加東ケーブルビジョンを活用して情報発信に努め、さらに新たな発信手段を検討します。

取組4 学校との連携

幼児児童生徒の発達段階に応じた蔵書の確保に努めるとともに、小中学校と緊密な連携、協力を保ち、子どもたちが自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。

②図書館利用の推進

取組1 読書活動推進事業（行事）の実施

幼児・小学生に絵本などの読み聞かせをするおはなし会をはじめ、市民が本とふれあい、読書のきっかけとなるような行事を催します。

取組2 「はじめてであう絵本」「人権絵本の読み聞かせ」の実施

健康課と連携し、4か月児健診時に本人とその保護者に絵本の読み聞かせをし、その意義を伝えます。また、人権協働課と連携し、学校や公民館で人権に関する絵本の読み聞かせをします。

取組3 館内施設の活用

各図書館の施設を有効に活用し、市民の憩いの場としての図書館のあり方を検討します。

取組4 学校との連携

市内小中学校に、司書が選んだ図書を届ける「おとどけ図書館」を実施します。

小学3年生を対象に図書館内の見学と自身のとしょかんカードを作って図書を借りる体験をする「おでかけ図書館」を実施します。

取組5 図書館利用が困難な市民への対応

高齢者をはじめ、交通手段が無いなどの図書館利用が困難な市民に対応する方策を検討、実施していきます。

成果指標

●貸出密度（市民一人当たりの年間貸出冊数）

令和元年度（2019年度） 11.1冊 ⇒ 令和7年度（2025年度） 12.0冊

●予約（リクエスト含む）対応件数

令和元年度（2019年度） 42,624冊 ⇒ 令和7年度（2025年度） 44,100冊